

改正案	現 行
<p>第一～四 略</p> <p>第五 令第百十五条の二の二第一項第一号ロに掲げる技術的基準に適合する軒裏の構造方法は、次のいずれかに定めるものとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。</p> <p>ア 略</p> <p>二 野地板及びたる木を、それぞれ、厚さが三十三ミリメートル以上及び四十三ミリメートル以上の木材で造り、かつ、これらと外壁（軒桁を含む。）との間にできるすき間の部分に、次に定める面戸板その他これらに類するものが設けられた構造とすること。（ロに掲げる構造方法にあつては、たる木及び面戸板との取合いの部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分にたる木及びを設けるなど当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができるものに限る。）</p> <p>イ 厚さが十二ミリメートル以上の木材の面戸板の屋内側に厚さが四十三ミリメートル以上の漆喰、土又はモルタルを塗ったもの</p>	<p>第一～四 略</p> <p>第五 令第百十五条の二の二第一項第一号ロに掲げる技術的基準に適合する軒裏の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすることとする。</p> <p>一～三 略</p>

□ 厚さが三十センチメートル以上の木材の面戸板の室内側又は室外  
側に厚さが二十センチメートル以上の漆喰、土又はモルタル（直立  
する構造であるものに限る。）を塗ったもの